

月曜日

12月5日
郵送します

今年新たに、車や備品などを購入した方

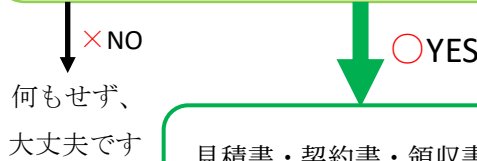
ご連絡を！



10万円以上のものを購入した場合、全額をその年の必要経費に計上するのではなく、「法定耐用年数により、減価償却費として計算して」経費に算入する必要があります。一度、青色申告会のコンピュータに登録しておきますと、毎年「減価償却費の計算書」を郵便でお送りいたします。

減価償却の登録はお済みですか？

- 今年に入り、新たに10万円以上のもの（備品・車・建物等）を購入した？
- 減価償却のものを 廃棄または売却した？



見積書・契約書・領収書を事務所へお持ちください。FAXやLINEでもOK！

今年度入会で

入会以前から確定申告をしている方

前年の申告情報が必要なため、昨年分の申告書・決算書の控を事務局までお持ち下さい。
FAXでもOK！
※FAXは氏名・電話番号を必ずご記入下さい。

○減価償却費の計算 999972 青色 太郎 計算期間 自令和 年 1月 1日 至令和 年 12月 31日 1/ 1 ページ

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	本年 中の 償却 額	本年 中の 普通 償却 費 (⑧×⑩×⑪)	割増(特別 償却費合算 償却費 (⑧+⑨))	本年 分の 普通 償却 費 (⑧×⑩)	本年 分の 必要 経費 算入 額 (⑧×⑩)	未償却残高 (期末残高)	備 考
【00 建物】													
0000 木造モルタル造建物		平 18. 6								1,417,500	10,736,250		
【00 建物】	期末合計									1,417,500	10,736,250		
【20 構築物】													
0001 アスファルト舗		平 25. 4								43,550	268,937		
【20 構築物】	期末合計									43,550	268,937		
期末合計										1,461,050	11,005,187		

「減価償却費の計算書」を無料で郵送しています。提出用にも使えます。